

令 地	和 域	7 年	度 医	2 療	回 構	想 調	諏 整	訪 会	医 療	圏 議	資料
令	和	8	年	3	月	9	日				8

# 地域医療構想調整会議の見直しについて

---

---

# 地域医療構想の現状・課題と対応

持続可能な医療提供体制の構築に向けて、各地域の実情を十分に踏まえながら、より充実した議論が行えるよう、以下のとおり対応していきたい。

## 現状・課題

### 【新構想に向けて】

- 新構想は、医療だけでなく医療介護連携など、地域全体を包含した内容となるため、座長の役割が複合化
- 上記を踏まえ、昨年12月には医療法改正により、調整会議の構成員に“市町村”が明記

### 【現構想の課題を踏まえ】

- 現構想では、医療を受ける住民の視点が不足しており、将来的に医療が抱える危機的な状況等も共有しつつ、今後一緒になって検討していく必要
- 医療需要が変化していく中、公立病院を含む地域の医療機関が、今後どのような機能を持つべきか等の議論は、県と市町村で認識を共有しながら進める必要
- 病院の建替え等、地域全体に影響を及ぼす重要な議論は、調整会議だけでなく、関係者が率直に意見交換を行う場も必要

## 対応（来年度調整会議（R8.6月頃）を予定）

### 【調整会議の座長】

- ◆ 座長を保健福祉事務所長へ変更

### 【調整会議の構成員】

- ◆ 来年度より調整会議の構成員に市町村長や地域住民に参画いただきたい

※各圏域の構成員の現状を踏まえ、不足する構成員を追加  
※地域住民については、市町村、福祉団体、患者団体、女性団体、自治会などからの推薦により候補者を選定

### 【率直な意見交換の場】

- ◆ 医療機関機能の検討や病院の建替え等の案件について、関係者が『率直に意見交換が行う協議の場』を設け議論を加速化  
※医療情勢等連絡会のあり方を見直し予定

【イメージ】



【調整会議】



【協議の場】

具体的  
な議論

# 新たな地域医療構想の策定・検討の進め方（案）

- 新たな地域医療構想は、国ガイドライン（R 7年度中発出予定）や県設置の懇談会（R 7有識者会議）のとりまとめを踏まえ、R 8年度から本格的に検討
- R 8年度は、構想区域や急性期拠点機能などの考え方を整理し、新構想の策定に向けた本格的な議論を行っていく

## ■スケジュール（予定）

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
国		新構想のガイドライン 検討会	国の動向を注視しながら、 検討を進めていく		
	都道府県	新構想懇談会 ※有識者との意見交換	新構想策定委員会（仮）	新構想の取組を進めつつ、 必要に応じ策定委員会を開催	
地域	医療機関	現・調整会議 現構想での役割分担 の議論	新・調整会議 新構想の策定検討の議論 (新構想検討)	新・調整会議 新構想に基づく役割分担の議論 (新構想の取組の開始)	
	市町村				
	県民				

## 長野県諏訪医療圏地域医療構想調整会議開催要綱（改正案）

（趣旨）

第1 諏訪医療圏における地域医療構想の策定及び実現に向けた取組について協議、検討するため、長野県諏訪医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。

（会議事項）

第2 調整会議は、次の事項について、意見交換を行う。

- (1) 長野県地域医療構想の策定に関すること
- (2) 地域医療構想の達成の推進に関すること
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に盛り込む事業に関すること
- (4) 医療及び介護の体制確保に関すること
- (5) その他必要と認められること

（構成）

第3 調整会議は、医療・福祉関係者、関係団体の代表者、住民代表、医療・介護保険者及び市町村長等で構成し、会議事項の内容に応じ、諏訪保健福祉事務所長（以下「所長」という。）が出席を依頼する。

2 所長は、必要と認めるときは、前項以外の関係者の出席を求めることができる。

（座長）

第4 調整会議に座長を置く。

2 座長は、所長（~~諏訪地域包括医療協議会長の職にある者~~）とする。

（補則）

第5 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月5日から施行する。

この要綱は、令和7年10月22日から施行する。

この要綱は、令和8年（ ）月（ ）日から施行する。